

板橋区地域生活支援事業における感染拡大防止体制強化事業補助金交付要綱

(令和3年1月29日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区内の地域生活支援事業を実施する事業所（以下「事業所」という。）に対し、予算の範囲内において感染拡大防止体制強化事業補助金を交付することにより、衛生用品の確保等を支援し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 前条に規定する地域生活支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に規定する事業をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、区内に事業所を有し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に次に掲げる地域生活支援事業に係る事業を行う者とする。

- (1) 地域活動支援センター機能強化事業
- (2) 日中一時支援事業
- (3) 訪問入浴サービス
- (4) 移動支援事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（令和2年4月1日から令和3年3月31日までに要したものに限る。以下「対象経費」という。）及び上限金額は、別表のとおりとする。ただし、他の補助金で措置されている対象経費については、補助の対象としない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、板橋区長（以下「区長」という。）に申請しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 区長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不適当と認めたときは、補助金の不交付決定を行い、補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 区長は、申請者に対し、補助金の交付決定に当たり、次の条件を付すことができる。

- (1) 区長から対象経費の補助に関する事業（以下「補助事業」という。）の遂行状況、経理状況その他必要な事項について、報告を求められたときは、速やかに報告すること。

(2) 前号の報告により、区長から必要な指示を受けたときは、ただちにその指示に従うこと。

(3) 補助金と補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成し、これを5年間保管しておくこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める条件

(交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条の規定による補助金交付決定又は次条第2項の規定による補助金変更交付決定の通知を受けた場合において、決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(申請内容の変更)

第9条 補助事業者は、第6条の規定による補助金交付決定後に事業の内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは事業変更の承認を決定し、補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、不適当と認めるときは事業変更の不承認を決定し、補助金変更不交付決定通知書（別記第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第10条 区長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(4) 補助事業の実施内容に不備があると認められたとき。

(5) 法令に基づく指導を受けてなお改善がなされていないと認められたとき。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、請求書（別記第7号様式）により区長に補助金を請求することができる。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付する。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が終了したときは、速やかに実績報告書（別記第8号様式）を、区長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第 13 条 区長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助金が適正に執行されたと認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第 9 号様式）により通知する。

（補助金の返還）

第 14 条 区長は、第 10 条の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずる。

2 区長は、前条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した後において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその差額の返還を命ずる。

（調査）

第 15 条 区長は、補助事業の実施に関して、補助事業者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は区長の決定の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 4 条関係）

対象事業	対象経費	上限金額
地域活動支援センター機能強化事業	マスク、手指消毒用エタノール、ディスポグローブ、その他区長が必要と認める衛生用品及び通信運搬費	250,000 円を上限とする。
日中一時支援事業		
訪問入浴サービス	マスク、手指消毒用エタノール、ディスポグローブ、その他区長が必要と認める衛生用品	100,000 円を上限とする。
移動支援事業		50,000 円を上限とする。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

補助金交付申請書

板橋区地域生活支援事業における感染拡大防止体制強化事業補助金として、次の金額を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 _____円

2 補助対象事業（申請を行う事業の番号に○をすること）

- （1）地域活動支援センター機能強化事業
- （2）日中一時支援事業
- （3）訪問入浴サービス
- （4）移動支援事業

3 添付書類

- （1）見積書等の根拠資料 別紙1のとおり

第 号
年 月 日

様

板橋区長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区地域生活支援事業における感染拡大防止体制強化事業補助金を、下記により交付する。

記

1 補助金額 _____円

2 補助対象事業 _____

3 交付条件

- (1) 区長から補助事業の遂行状況、経理状況その他必要な事項について、報告を求められたときは、速やかに報告すること。
- (2) 上記(1)の報告により、区長から必要な指示を受けたときは、ただちにその指示に従うこと。
- (3) 補助金と補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成し、これを5年間保管しておくこと。
- (4) 上記(1)から(3)に掲げるもののほか、区長が必要と認める条件

4 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請を取り下げることができる。

別記第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区地域生活支援事業における感染拡大防止体制強化事業補助金について、下記のとおり交付をしないことを決定しましたので通知します。

記

- 1 事業所名 _____
- 2 補助対象事業 _____
- 3 不交付の理由

別記第4号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた板橋区地域生活支援事業における感染拡大防止体制強化事業補助金について、申請内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更交付申請額 _____円

2 補助対象事業（申請を行う事業の番号に○をすること）

- （1）地域活動支援センター機能強化事業
- （2）日中一時支援事業
- （3）訪問入浴サービス
- （4）移動支援事業

3 変更交付の理由

4 添付書類

- （1）見積書等の根拠資料 別紙1のとおり

第 号
年 月 日

様

板橋区長

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区地域生活支援事業における感染拡大防止体制強化事業補助金を、下記により交付する。

記

1 変更後補助金額 _____円

2 補助対象事業

3 交付条件

- (1) 区長から補助事業の遂行状況、経理状況その他必要な事項について、報告を求められたときは、速やかに報告すること。
- (2) 上記(1)の報告により、区長から必要な指示を受けたときは、ただちにその指示に従うこと。
- (3) 補助金と補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成し、これを5年間保管しておくこと。
- (4) 上記(1)から(3)に掲げるもののほか、区長が必要と認める条件

4 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請を取り下げることができる。

別記第 6 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

補助金変更不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区地域生活支援事業における感染拡大防止体制強化事業補助金を、下記のとおり変更交付をしないことを決定しましたので通知します。

記

- 1 事業所名 _____
- 2 補助対象事業

- 3 不決定の理由

別記第7号様式（第11条関係）

請 求 書

年 月 日

（宛先）板橋区長

	所 在 地
申請者	名 称
	代表者氏名
	電話 番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった板橋区地域生活支援事業における感染拡大防止体制強化事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

別記第 8 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

	所 在 地
申請者	名 称
	代表者氏名
	電話 番号

実績報告書

板橋区地域生活支援事業における感染拡大防止体制強化事業補助金における実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 添付書類

- （１）実施に係る経費の配分、使用方法及び算出の根拠資料 別紙 1 のとおり
- （２）領収書等の証明書類

別記第9号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した、板橋区地域生活支援事業における感染拡大防止体制強化事業補助金については、年 月 日付けの実績報告に基づき、下記のとおり確定する。

記

- 1 交付金額 _____円
- 2 補助対象事業

- 3 返還金額 _____円

※なお、返還金がある場合には、この通知書を受け取った日から20日以内に返還するものとする。